

平成23年 1月14日

静岡市長 小嶋 善吉 様

静岡市行政委員会等委員の報酬のあり方検討会議

座 長 佐 藤 博 明

行政委員会等委員の報酬のあり方について（意見）

静岡市行政委員会等委員の報酬のあり方検討会議設置要綱第2条に基づき、検討した結果を次のとおり取りまとめたので、意見として提出します。

記

1 検討会議における基本的な姿勢

地域主権の広がり、地方自治体の行財政改革への取組み状況を視野に入れ、市民目線・市民感覚から適正な行政委員会等委員の報酬のあり方を検討するという姿勢に立ちながら、次に掲げる事項を念頭に意見を取りまとめた。

- ① 行政委員会等委員の報酬は、勤務日数に応じて支給するという地方自治法第203条の2第2項の規定の趣旨及び他の自治体の見直し状況等から、本市においても月額制から日額制に移行することを基本とする。
- ② 地方自治法第203条の2第2項ただし書に「特別な定め」とした、特別の事情を斟酌することを否定しない。
- ③ 日額報酬の額については、国の非常勤職員の日額の上限額（※平成22年度35,100円）を超えない額とすることを前提としつつ、見直し後の各行政委員会等委員の報酬額で試算した総報酬額が、現行の月額報酬により算出された各行政委員会等委員の総報酬額を上回ることはないよう設定する。

2 報酬の支給方法及びその額について

行政委員会等委員は、市長から独立した権限を有する、それぞれが重要な役割を果たすべき執行機関であり、職務・職責において非常に重いものがあるが、その報酬は、あくまで職務の内容・職責と勤務実績に対する反対給付であって、生活給的な意味合いは持たないことから、日額制を基本とすることが適当である。

なお、行政委員会等委員の報酬については、一部の自治体において、すでに日額制への移行が図られ、全国的に見直しの機運が高まりつつあるが、いまだ月額制を採用している自治体が少なくないことも事実である。

そのため、本検討会議においては、今後、全国的な日額制への移行の進捗状況も見ながら、さらに検討を続けることを前提としつつも、行政委員会の活動範囲及び活動状況等から、月額制とすることが適当と認められる行政委員会等委員については、当分の間、月額制を維持するものとする。

(1) 報酬の支給方法

(日額制への移行を適当と認める行政委員会委員)

- ① 教育委員会委員
- ② 市選挙管理委員会委員
- ③ 区選挙管理委員会委員
- ④ 人事委員会委員

(月額制の維持を適当と認める行政委員会等委員)

① 識見を有する者のうちから選任された非常勤の監査委員

職務上独任制の委員として、市の行政全般にわたる広範囲な業務を監査するとともに、活動実態として比較的勤務日数・時間が多いことが認められることから、当分の間、月額制とする。

② 議会の議員のうちから選任された非常勤の監査委員

上記①の非常勤監査委員と同様に、業務が広範囲で活動実態も同等であることから、日額制とすることについては引き続き検討していくこととしても、当分の間、月額制とする。

③ 農業委員会の委員

協議や意思決定に関わることを主たる業務とする他の行政委員会と比べ、農業者の農地管理や経営、生活に関する聴き取りなど、日常的に地域に密着した活動を主として行い、その活動日数・時間も多いため、当分の間、月額制とする。

(2) 日額制とする場合の報酬の額

本検討会議では、次の2案を示すが、そのいずれを選択する場合でも、本市の財政状況や現今の社会経済情勢を十分に顧慮し、報酬額については、できるだけ抑制的に設定するよう慎重に判断することを要望したい。

なお、それぞれの案に掲げる基本とする額を委員長の額とし、委員の報酬日額は、現行の月額制における委員長と委員の報酬額の差を考慮し、委員長の報酬日額を20%割り戻して得た額とすることが適当と考える。

なお、区選挙管理委員会委員の報酬日額については、市選挙管理委員会との現行の報酬月額の違いを考慮し、その額を算定すべきと考える。

案 1

日額報酬の額の算定にあたっては、常勤の監査委員の報酬額（月額663,000円）を5%減額したものを1月の勤務日数（21日）で割戻した額を基本とする。

【委員長の日額報酬の算出】

$$663,000円 \times 0.95 \div 21日 = 30,000円 \text{（10円単位四捨五入）}$$

【委員の日額報酬の算出】

委員長の報酬日額を20%割り戻し

$$30,000円 - (30,000円 \times 20/120) = 25,000円$$

案 2

日額報酬の額の算定にあたっては、行政委員会等委員の職務・職責等の相当性に鑑み、さらには国の非常勤職員との均衡を図ることが合理的であると考え、国の非常勤職員の日額の上限額（35,100円）を基本とする。

【委員長の日額報酬】

国の非常勤職員の日額の上限額 35,100円

【委員の日額報酬の算出】

委員長の報酬日額を20%割り戻し

$$35,100円 - (35,100円 \times 20/120) = 29,300円 \text{（10円単位四捨五入）}$$

(3) 日額報酬の支給対象とする業務について

日額報酬の対象とする業務については、検討会議において詳細に定めることはしないが、行政委員会等委員としての活動を行ったことを客観的に証明できる業務に限定すべきである。(例：定例会出席や出張など通常の業務に従事した場合など)

(4) 月額制とするものの報酬額について(監査委員、農業委員会委員)

現行の月額制を当分の間、維持するものについては、日額制への移行を適当とした他の行政委員会委員及び各自治体における月額報酬の見直しや行財政改革推進等の観点から、現行の報酬額を5%減額することが適当と考える。

3 施行期日

平成23年4月1日から実施することが適当である。

4 意見の取りまとめにあたって

(1) 検討会議の経過

本検討会議は、行政委員会等委員の報酬額及びその支給方法のあり方を検討するために設置され、本年9月24日に第1回会議を開催した後、計4回にわたって協議・検討を行った。

第1回会議の冒頭において、小嶋市長の「行政委員会等委員の報酬については、この間、行政の中で議論があり、本市としても手続きを踏んで変えるべきものは変えなければならないと考えてきた」との発言を受けて、本検討会議では、まず現行の本市行政委員会等委員の報酬の支給状況及び他の自治体の見直しや月額報酬制をめぐる判決の状況等について事務局に説明を求め、意見交換を行った。

第2回会議では、本市行政委員会等委員の職務内容・職責及び過去3年間の活動実績等について、各行政委員会事務局に説明を求め、意見交換を行った。

また、第3回会議では、それまでの意見交換及び検討をふまえて取りまとめた意見書素案を中心に、各行政委員会事務局からの意見・要望等も斟酌しつつ、より多角的な検討と議論を深め、第4回会議では、これまでの検討内容を確認しつつ、これを取りまとめ、意見書として集約を図ることとした。

(2) 検討会議委員の意見

検討会議においては、終始、現在本市が取り組んでいる行財政改革の状況をふまえ、市民目線・市民感覚から見た適正な行政委員会等委員の報酬のあり方を検討するという姿勢を委員の共通認識として意見交換を行った。

そうした検討の過程で委員からは、

- ・ 地方自治法第203条の2第2項の規定によれば、行政委員会等委員の報酬は、日額制が原則である、
- ・ 行財政改革の流れや、市民感覚にそった経費節減という観点からも日額制が適当である、

などの意見がある一方、

- ・ 適切な報酬額を確保しなければ、行政委員会等委員としての職責に相応しい資質及び知識・能力を有する者を確保することは難しい、
- ・ 執行機関である行政委員会等委員には、会議時間だけでは計れない職務・職責があり、その点を十分に斟酌すべきではないのか、
- ・ 他の自治体の現状や月額報酬をめぐる判決の状況を見ると、日額制にとらわれず幅広い検討が必要ではないか、

という意見もあり、検討会議としては、行政委員会等委員の報酬は日額制への移行を基本としながらも、勤務実態等に応じて月額制を採用することが可能と判断できる事情をも斟酌することとした。

併せて、日額報酬の額の算定方法や支給対象とする業務などについても、

- ・ 現行の月額報酬に差があるように、それぞれの職責を考慮して日額報酬を算定すべきではないか、
 - ・ 日額報酬とした場合、現行の月額報酬の6～7割程度の支給を確保できるよう日額を設定することも考えられるのではないかと、
 - ・ 同一日に複数回の異なる業務を行った場合でも、報酬は一日分の支給とすべきでないかと、
 - ・ 支給対象を明確にしておかないと、報酬の総額管理が困難になるのではないかと、
 - ・ 国の非常勤職員の上限額を基本としても、上限額そのものでは日額として高いものになるのではないかと、
 - ・ 報酬の額については、社会情勢等も見ながら検討を続けるよう求めてはどうか、
 - ・ 昨今、一般職の職員が給与改定で減額されている状況も勘案し、特別職である非常勤委員の報酬を見直すことも必要ではないのか、
- などとする意見があり、これらを総合的に判断しながら意見の集約を図ることとした。

(3) 行政委員会等委員の職務・職責

各行政委員会事務局からは、委員には任期中、職務の遂行に伴う様々な義務・制約がある上、本来業務に関連・付随した活動、あるいは委員が自主的に行う活動があることなどが説明され、そうした職務実態や義務・制約に相応しい適切な報酬のあり方について、要望する意見が出された。

これらの説明、要望から、検討会議においても、執行機関たる行政委員会等委員の職務・職責は会議の出席等のみで計ることができないことや、それぞれの行政委員会等委員において、相応の職務・職責と固有の活動実態があることについて十分に理解した。

本検討会議は、行政委員会等委員の報酬の支給方法をより適正なものに改めるため、地方自治法の規定の趣旨や近年の行財政改革の流れ、市民目線・市民感覚などの視点から、そのあり方を見直した結果、日額制への移行を基本とすることが適当と考えたものである。特にその点で、関係当事者はもとより、広く市民の理解を得たいと考える。

(4) その他

本検討会議では、上記の検討経過と諸状況を総合的に判断し、行政委員会等委員の報酬のあり方は、日額制を基本とすることが適当と考えるに至ったもので、市長においては、この意見を十分尊重しつつ、他の自治体での検討・実施状況や月額報酬をめぐる判決の推移を参酌して、適切な判断を下されるよう期待する。

なお、本検討会議における検討事項ではないが、委員からは、行政委員会等委員の人数や選任要件等についても意見が出された。これらは、法令で規定されたものもあり、地方自治体が独自に変更できるものではないことは理解しているが、市当局にあっては、市民目線・市民感覚からのそうした意見にも留意することを合わせて要望したい。

(別 紙)

案1の場合

日額の報酬を支給すべきとするもの

行政委員会		現行の報酬額	見直し後の報酬額
教育委員会	委員長	月額 170,000 円	日額 30,000 円
	委員	月額 140,000 円	日額 25,000 円
市選挙管理委員会	委員長	月額 99,000 円	日額 30,000 円
	委員	月額 75,000 円	日額 25,000 円
区選挙管理委員会	委員長	月額 65,000 円	市選挙管理委員会との 現行の月額報酬の 差を考慮した額
	委員	月額 50,000 円	
人事委員会	委員長	月額 240,000 円	日額 30,000 円
	委員	月額 200,000 円	日額 25,000 円

月額報酬を支給すべきもの

行政委員会		現行の報酬額	見直し後の報酬額
監査委員	識見委員	月額 200,000 円	月額 190,000 円
	議会選出委員	月額 69,000 円	月額 65,600 円
農業委員会	会長	月額 96,500 円	月額 91,700 円
	副会長	月額 55,000 円	月額 52,300 円
	委員	月額 40,000 円	月額 38,000 円

(別 紙)

案 2 の 場 合

日額の報酬を支給すべきとするもの

行政委員会		現行の報酬額	見直し後の報酬額
教育委員会	委員長	月額 170,000 円	日額 35,100 円
	委員	月額 140,000 円	日額 29,300 円
市選挙管理委員会	委員長	月額 99,000 円	日額 35,100 円
	委員	月額 75,000 円	日額 29,300 円
区選挙管理委員会	委員長	月額 65,000 円	市選挙管理委員会との 現行の月額報酬の 差を考慮した額
	委員	月額 50,000 円	
人事委員会	委員長	月額 240,000 円	日額 35,100 円
	委員	月額 200,000 円	日額 29,300 円

月額報酬を支給すべきもの

行政委員会		現行の報酬額	見直し後の報酬額
監査委員	識見委員	月額 200,000 円	月額 190,000 円
	議会選出委員	月額 69,000 円	月額 65,600 円
農業委員会	会長	月額 96,500 円	月額 91,700 円
	副会長	月額 55,000 円	月額 52,300 円
	委員	月額 40,000 円	月額 38,000 円